

鈴鹿市告示第 1 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
稲生二丁目 1 7 5 号線	稲生二丁目	稲生二丁目	25. 3
	稲生二丁目		5. 0
稲生二丁目 1 7 7 号線	稲生二丁目	稲生二丁目	48. 6
	稲生二丁目		3. 5～4. 0
北玉垣 6 6 2 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	41. 2
	北玉垣町字根洞		5. 6